

# 生活保護利用者の皆さんへのお願い

生活保護費が2013年～2015年までと、2018年～2020年までの6回（年）引き下げられました。そのため生活保護を利用している皆さんにとっても、また、生活保護費を基準に定められた様々な福祉施策の利用者にとっても、生きづらい世の中になっています。小倉生健会も全国の皆さんと一緒に、生存権裁判をたたかっています。

同時に、生活保護制度をキチンと活用して、今の国でさえ認めている生活保護利用者の「最低限度の健康で文化的な生活」水準を確保しましょう。そのために、次の3点をお願いします。

## ■お願い1 「生活保護のしおり」を読んで活用を

下記の「生活保護のしおり」（全21ページ）をキチンと読んでください。「しおり」には、生活保護を利用する上で役に立つことが沢山書いてあります。

「しおり」には、生健会が具体的に改善を求めて提案した内容も随分盛り込まれています。届いてない方は保護課に言ってください。

## ■お願い2 気軽に「一時扶助」申請を

「一時扶助申請書」は、保護課の窓口においてあります。「しおり」には、役に立つ「一時扶助」が詳しく書かれています。大いに申請し活用しましょう。

## ■お願い3 「決定書」は保管して

保護課からの書類、すなわち「〇〇決定通知書」などの書類は、必ず整理して保管して下さい。

通知書は、北九州市からあなたへの公文書です。安倍内閣のようにすぐに廃棄せずに保管しましょう。

保護費がキチンと支払われているかどうかをあとで検証することもできます。

●分りにくいことや、疑問については小倉生健会にご連絡ください。

電話：090-1361-0876 八記博春

# 急ぐべきは地域医療の充実

## 地域住民無視の病院再編・統合は許されない

### 福岡県社保協・田村会長談話

地域の事情や現場を無視した病院再編・統合に抗議し、地域住民の要求に寄り添った地域医療の充実を求めます。

厚生労働省は9月26日、地域医療構想において再編・統合の必要性があるとする424の公立・公的病院等の名称を一方的に公表し、ウェブサイトにも「再検証要請対象医療機関」として掲載、地域医療構想の具体的方針を1年以内に見直すよう求め、1455の公立・公的病院等を対象に、「診療実績が少くない」「他の医療機関と競合している」などの分析で、「再検証」と称した病床数の削減・変更、診療体制の見直し等を求めています。

政府は、『骨太の方針2019』でも「医療提供体制の効率化」として病院や診療所の病床数の削減を掲げています。政府による一方的かつ突然の再編・統合の要請対象の発表は、不足している医師・看護師・介護職員など医療従事者の確保に影響し、患者・地域住民に不安を与え、対象医療機関の運営を困難にしかねない事態を招くことが想定されます。

福岡県内では13病院が「再編・統

合の検討対象」として発表されています。13病院のうち、「国立病院機構大牟田病院」は、神経・筋疾患、肺がんに加えて、2004年12月に廃止された旧国立病院機構筑後病院が担ってきた難病などの政策医療を引き継いできた病院です。

「北九州市立総合療育センター」は重度心身障がい児者の医療施設で、障がいのある人の療育および医療の中核病院として位置付けられ、「総合せき損センター」は、脊髄損傷の専門病院として、「県立粕屋新光園」は肢体不自由児の医療施設として、福岡県内のみならず国内有数の政策医療の中心的な担い手として重要な役割を果たしています。

このように障がい者医療や政策医療などの特別な事情を一切考慮せず、一般の医療機関では治療が困難な患者を診ている病院を4病院も名指しして統合・再編を要請する厚生労働省の対応は正気の沙汰ではないと言わざるを得ません。

そもそも厚生労働省が表明した「再検証」は、手術件数などの診療実績から機械的に対象病院を決めており、地域の実

情を反映しない実態とかけ離れた項目を分析対象としています。それぞれの病院が有している地域医療を守ってきた歴史、さらに地域での役割や交通事情、難病やリハビリなどの特別な医療提供で果たして来た機能・役割の評価が抜け落ちていきます。

今回の「再検証」は、これまでも病院の再編・縮小が行われてきた状況の中で地域医療を支える医療機関の努力を無にし、地域医療を崩壊させるものであり、患者・住民、医療従事者、医療関係者の合意を得ないままの一方的な発表は、患者や地域に混乱をもたらすものでありません。

住民の意思、病院と地域の成り立ちを無視した病院再編・統合は、地域の医療を崩壊させるだけです。

厚生労働省は、「再検証」と称した病院名発表を直ちに撤回し、地域住民の要求に寄り添った地域医療の充実を強く求めるものです。

福岡県社保協は、どこでも、だれでも、必要な医療・介護が十分に受けられる体制整備に資するものとなるよう、地域医療を守り、社会保障拡充の運動に全力をあげる決意です。

## 生活保護のしおり

このしおりは、生活保護について大切なことが書いてありますので、必ず読んで大切に保管してください。

あなたの世帯の担当のケースワーカーは

区役所 保健課 (福祉事務所)

の 係の です。

電話 内線

あなたの地区の民生委員は

さんです。

きた きゅう しゅう し  
北 九 州 市

2019.4

様式第5号

一時扶助申請書

令和 年 月 日

北九州市小倉北福祉事務所長 様

ケース番号

申請者 住所 小倉北区

氏名

つぎのとおり生活保護法による \_\_\_\_\_ を申請します。

申請理由	種 類	数量または人数	規格または区間	金 額	審査額
				円	円

備 考

※ 太枠の中は書かないでください。

第29号の2面